

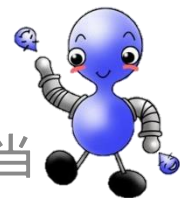
# 給排水指定工事店説明会

1. 指定給水装置工事事業者制度の更新制について
2. 責任技術者の登録先の変更について
3. 申請についての連絡
4. 給水装置に係る要綱の改正
5. その他、連絡事項



令和2年 3月 5日

上下水道局料金課 給排水担当



# 給排水指定工事店説明会

- 1. 指定給水装置工事事業者制度の更新制について**
2. 責任技術者の登録先の変更について
3. 申請についての連絡
4. 給水装置に係る要綱の改正
5. その他、連絡事項



令和2年 3月 5日

上下水道局料金課 給排水担当



# 1.指定給水装置工事事業者制度の更新制について

令和元年10月1日に施行された「水道法の一部を改正する法律」により、**指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になります。**

更新制は指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上や、実態との乖離の予防等を目的としています。

- ①指定の初回更新までの有効期間は法令等で定められています。
- ②有効期間経過後も引き続き指定を受けようとする場合は更新手続きが必要となります。
- ③更新手数料：1万円
- ④手続き方法等：各年度の更新該当事業者に、4月末頃ご案内を送付します。
- ⑤必要書類：新規指定申請書類とおおむね同一  
※追加書類「営業実態等に関する調査票」（詳細は次ページ）
- ⑥受付期間：各年度 6月～8月  
審査時期の集中を避けるため、6月中の書類提出にご協力をお願いします。  
(早くご提出いただいた場合でも、更新後の有効期間が前倒しになることはありません。)
- ⑦上記の詳細については、令和2年3月末頃にホームページに掲載します。  
(豊田市ホームページ→市政情報→市の組織→上下水道局  
→料金課→担当ページ内の「指定給水装置工事事業者の更新制について」を参照)

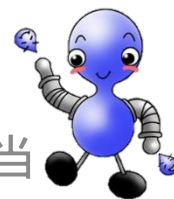
# 給排水指定工事店説明会

1. 指定給水装置工事事業者制度の更新制について
- 2. 責任技術者の登録先の変更について**
3. 申請についての連絡
4. 給水装置に係る要綱の改正
5. その他、連絡事項



令和2年 3月 5日

上下水道局料金課 給排水担当



## 2. 責任技術者の登録先の変更について

令和2年4月1日以降

- 1 責任技術者として登録をする方(新規登録)  
⇒登録、技術者証の交付は『愛知県下水道協会』となります。
- 2 専属責任技術者として新たに排水設備指定工事店に追加する場合  
⇒豊田市へ「責任技術者証の写し」の提出
- 3 豊田市で現在登録を受けている責任技術者証の変更、取消し、紛失等  
(新規登録、更新以外の事由)  
⇒これまでどおり豊田市への届け出が必要
- 4 豊田市で現在登録を受けている責任技術者証の更新  
(令和2年4月1日以降に有効期間を経過する方)  
⇒豊田市で次回の更新をすることができません。  
⇒「愛知県下水道協会」への登録になります。

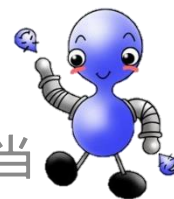
# 給排水指定工事店説明会

1. 指定給水装置工事事業者制度の更新制について
2. 責任技術者の登録先の変更について
- 3. 申請についての連絡**
4. 給水装置に係る要綱の改正
5. その他、連絡事項



令和2年 3月 5日

上下水道局料金課 給排水担当



### 3. 申請についての連絡

#### ● 下水道規程様式の改正

以下の下水道規程様式が改正され、**令和2年4月1日から施行**されます。  
(3月末頃にホームページ掲載予定)

- ① 排水設備工事完了届(様式第5号)
- ② 除害施設等管理責任者選任届(様式第10号)
- ③ 下水道使用開始届(様式第11号)

令和2年4月1日以降は、新しい様式で届け出てください。  
既に作成中のものについては、提出することができます。

**※ ただし、旧様式の利用期限は、令和2年9月30日までとします。**

## ② 排水設備工事完了届(様式第5号)

### 排水設備工事完了届

年 月 日

豊田市事業管理者 様

申請者住所 .....  
 氏名 ..... (印)  
 電話 ( ) - .....  
 指定工事店名称 .....  
 代表者 ..... (印)  
 電話 ( ) - .....  
 責任技術者氏名 ..... (印)  
 (資格番号 第 号)

責任技術者の押印が  
不要となります。

設置場所	豊田市		
設置区分	排水設備	<input type="checkbox"/> 汚水	<input type="checkbox"/> 雨水
		<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
	便所	<input type="checkbox"/> くみ取り便所の改造 (大・小・兼用)	
		<input type="checkbox"/> 浄化槽の切り替え	<input type="checkbox"/> 新設又は増設
完了年月日	年 月 日		
確認番号		確認年月日	年 月 日

記入上の注意 太枠の中のみ記入してください。

添付書類 1 設置場所案内図 (A4サイズ) 2 平面図 3 その他 (豊田市との事前協議内容)

### 検査調書

検査日	年 月 日 (再検査日 年 月 日)		
検査立合者			
検査結果	合格 不合格		
指摘事項			
起案	年 月 日	決定	年 月 日



# ① 除害施設等管理責任者選任届(様式第10号)

様式第10号(第9条関係)

除害施設等管理責任者選任届			
		年 月 日	
豊田市事業管理者 様			
届出者 住 所 .....			
氏 名 (法人は名称及び代表者氏名) .....			
電話 ( ) -			
設置場所	豊田市		
事業所名		業 種	
除害施設等 管理責任者	氏 名	Ⓜ	
	生年月日	年 月 日	
	資 格		
	取得年月日	年 月 日	年 月 日
	所属部課名		
備 考			

除害施設等管理責任者の

- ・ 資格
- ・ 資格取得年月日
- ・ 所属部課名

の記入欄がなくなります。

## ② 下水道使用開始届(様式第11号)

下水道使用		開始・再開 休止・廃止 変更		届	
豊田市事業管理者 様		年 月 日			
届出者 住所		.....			
氏名		..... ⑤			
電話		( ) - .....			
使用場所	豊田市				
使用水	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 (    人) <input type="checkbox"/> 工業用水 <input type="checkbox"/> その他 (    )				
時期	開始・再開	年 月 日から			
	廃止	年 月 日まで			
	休止	年 月 日から    年 月 日まで			
転居先	..... <small>※廃止・休止の場合</small>				
変更	年月日	年 月 日			
	前				
	後				
確認番号			工事店名		
水道情報	建物の使用用途 <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 公共施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 共同住宅    (住宅名    ) <input type="checkbox"/> 店舗・事務所 (屋号等    ) <input type="checkbox"/> その他 (    )				
	口径	メーター番号	口径	メーター番号	
	mm	.....	mm	.....	
	mm	.....	mm	.....	
	mm	.....	mm	.....	
散水栓	mm	.....	下水流入： 有・無		
共用栓	mm	.....	下水流入： 有・無		

下水道休止の場合、

- ・ 建て替え
- ・ 取壊し
- ・ その他 (    )

のいずれかを選択してください。

下水道廃止又は休止の場合、  
転居先の住所及び連絡先を  
記入してください。

集合住宅等で散水栓又は共用栓  
用のメーターを設置する場合は、  
指定する欄にメーター口径、  
メーター番号を記入し、下水道  
の流入について当てはまる方を  
○で囲んでください。

### 3. 申請についての連絡

#### ● 申請書および添付書類の様式について

平成30年度に給水装置に係る各種様式の改正を行いました。古い様式を使用している例がありますので、今一度ご確認ください。

現在運用している様式は、  
『豊田市ホームページ 料金課担当ページ』に掲載されています。

**様式は、常に最新のものを利用してください。**

# 豊田市ホームページ

トップページ > 市政情報 > 市の組織 > 上下水道局 > 料金課



ミライのつなをつくる  
SDGs 未来都市  
とよた

色・文字サイズの変更 Other languages サイトマップ

サイト内検索  検索

🏠 暮らしの情報

★ イベント情報

🏢 施設情報

👤 事業者向け情報

★ 市政情報

現在位置: [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市の組織](#) > [上下水道局](#) > [料金課](#)

## 料金課

ページ番号1004550 更新日 2018年6月1日 印刷

仕事の概要	上下水道料金、上下水道の使用開始・中止の受付、検針、屋内給排水工事の相談、承認などに関すること
所在地	〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所西庁舎1階 ● <a href="#">料金課の地図（とよたマップ）</a> <a href="#">(外部リンク)</a> <input type="checkbox"/>
電話番号	0565-34-6654
ファクス番号	0565-34-6655
Eメール	ryoukin@city.toyota.aichi.jp
お問い合わせ	<a href="#">専用メールフォームをご利用ください。</a>

### 市政情報

- > [市の組織](#)
- > [上下水道局](#)
- > [上下水道局総務課](#)
- > [経営管理課](#)
- > [上下水道局企画課](#)
- > [料金課](#)
- > [水道整備課](#)
- > [水道維持課](#)
- > [上水運用センター](#)
- > [下水道施設課](#)
- > [下水道建設課](#)



### 担当ページ

- [水道の使用開始について](#)
- [水道の使用中止について](#)
- [上下水道料金の計算シミュレーション](#)



画面下へ移動

- ◆ [水道の使用開始について](#)
- ◆ [水道の使用中止について](#)
- ◆ [上下水道料金の計算シミュレーション](#)
- ◆ [水道料金について](#)
- ◆ [「使用水量のお知らせ」の説明](#)
- ◆ [水道メータの見方及び漏水のチェック方法](#)
- ◆ [中高層集合住宅の各戸検針・各戸徴収制度について](#)
- ◆ [新築・建替えなどで新たに水道をひく場合](#)
- ◆ [下水道使用料について](#)
- ◆ [下水道使用料に関する届出をお忘れなく！](#)
- ◆ [新規取付管設置にかかる費用負担について](#)
- ◆ [貯水槽水道（受水槽・高架水槽）の保守点検](#)
- ◆ [汚水ポンプ施設設置補助制度](#)
- ◆ [下水道接続（改造）工事融資あっせん制度](#)
- ◆ [豊田市指定給水装置工事事業者及び豊田市排水設備指定工事店](#)
- ◆ [給排水設備指定工事店の講習会資料](#)
- ◆ [給水台帳・排水設備ファイリングシステム](#)
- ◆ [取付管占用（土被り計算・設置標準図）について](#)
- ◆ [給水装置所有者変更届（売買・譲渡などによる）](#)
- ◆ [指定給水装置工事事業者指定申請書類ダウンロード](#)
- ◆ [給水装置工事申請書類ダウンロード](#)
- ◆ [給水装置工事施行基準の様式及び給水装置工事事業者規程の様式ダウンロード](#)
- ◆ [排水設備工事申請書類ダウンロード](#)
- ◆ [排水設備指定工事店指定申請書類ダウンロード](#)
- ◆ [排水設備工事責任技術者申請書類ダウンロード](#)
- ◆ [給水装置工事の施行基準](#)
- ◆ [上下水道料金の消費税率がかわります](#)

令和2年4月1日から担当ページ内に『よく使う様式』ボタンを作成します。

現在運用している様式を掲載しますので、ダウンロードしてご利用ください。

令和2年3月時点で運用している様式を掲載しています。

### 3. 申請についての連絡

#### ● 申請書記入時の注意点

以下の点について、記入漏れ、記載誤り等の不備が多発しています。

- ・ 申請日の未記入
- ・ 申請者の住所、氏名の誤り
- ・ 土地所有者の住所、氏名の誤り
- ・ 本管や引込管等の既設情報の誤り、未記入
- ・ 既設給水装置がある場合、給水装置所有者と申請者が異なる 等



申請書は公的な文書です。原則として訂正は認められません。  
修正ペンや修正テープを使用した場合は、受付不可となります。

また、申請書記入欄の空欄が目立ちます。  
記入できる部分につきましては、空欄のないよう作成してください。

# 3. 申請についての連絡

## 申請書の構成

**記入例**

給水装置工事承認申請書  
排水設備計画承認申請書

令和〇〇年△月□日

豊田市事業管理者様  
 申請者住所〒471-8501 アパート等の名称及び部屋番号  
 愛知県豊田市西町3丁目60番地

氏名 料金太郎 電話番号 (0565) 34 - 6680

指定工事店	指定給水装置工事業者(指定番号第〇〇〇号)	排水設備指定工事店(指定番号第△△△号)
	名称 豊田給排水設備工事株式会社 代表者 給排水 一郎 電話番号(××××)××-×××× 主任技術者(免状番号第××××××号) 氏名 給水 二郎	名称 同左 代表者 同左 電話番号( )- 責任技術者(資格番号第×××号) 氏名 排水 三郎

工事場所等	申請地番	代表地番 豊田市〇〇町〇〇丁目〇番地〇〇	・ブロック・ロット・号数等	〇〇土地区画整理〇〇B〇〇L
	その他地番	△△番△、□□番□		敷地面積 〇〇〇.〇 m <sup>2</sup>
	道路区分	□国道(号) □県道(線) <input checked="" type="checkbox"/> 市道(No.1635:駅西30号線) □その他( )	排水区分	<input checked="" type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 3汲取 <input type="checkbox"/> 4流入 <input type="checkbox"/> 5その他
	主要用途(建物名称)	家庭用	着工予定	令和〇〇年△月□日

既設	給水装置	配水管 (有)口径:100 mm管種: DIP )・無	水道番号	000000
	排水設備	給水管 (有)口径:13 mm)・無	メータ口径 13 mm	メータ番号 111111

給水	工事内容	<input checked="" type="checkbox"/> 一般住宅 □集合住宅 □承認工事 □その他( ) □権利移転			
	中間検査	舗装先行	材料支給	分担金工事	付属水栓 第一乙
	止水弁	メーターBOX	集合住宅台帳	給水区分	契約区分

排水	工事内容	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 □改造 □浄化槽切替 □汲取切替	前排水確認番号	なし
	備考	公共ます設置 (有)・無	取付管工事 (有)・無	融資 (有)・無

< 担当課処理欄 >

給水 受付番号	排水 確認番号	決定者	検討者	起案責任者
-				

新規給水負担金	立会検査手数料(給水)	合計額
円	円	円
水道番号	受付年月日	承認年月日
	年 月 日	年 月 日

申請者情報欄

指定工事店欄

工事場所欄

事前調査欄

工事内容欄

指定工事店にて記入




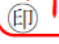

上下水道局 処理欄 (記入不要)


### 3. 申請についての連絡

#### 記入時注意事項（申請者情報欄）

様式第1号(第2条関係)

(表)

■給水装置工事承認申請書 ■排水設備計画確認申請書	
豊田市事業管理者様	
申請者住所 〒 471-8501 <span style="float: right;">アパート等の名称及び部屋番号</span>	
愛知県豊田市西町3丁目60番地	
フリガナ リョウケン タロウ	
氏名	料金 太郎 
電話番号 ( 0565 ) 34 - 6680	
指定給水装置工事事業者(指定番号第 ○○○ 号)	排水設備指定工事店(指定番号第 △△△ 号)
名称 豊田給排水設備工事株式会社 	名称 
代表者 給排水 一郎 	代表者 同左 
電話番号( ×××× ) ×× - ××××	電話番号 ( ) -
主任技術者(免状番号第 ××××× 号)	責任技術者(資格番号第 ××× 号)
氏名 給水 二郎	氏名 排水 三郎

 申請日、申請者住所、氏名の誤りについて、訂正は不可です。



### 3. 申請についての連絡

#### 記入時注意事項（工事場所欄）

工事場所等	申請地番	代表地番	豊田市 ○○町 ○○丁目 ○番地 ○○	・ブロック・ロット ・号数等	○○土地区画整理○○B○○L	
		その他地番	△△番△、□□番□		敷地面積	○○○. ○ m <sup>2</sup>
		道路区分	<input type="checkbox"/> 国道( 号) <input type="checkbox"/> 県道( 線) <input checked="" type="checkbox"/> 市道(No.1635:駅西30号 線) <input type="checkbox"/> その他(			
		主要用途 (建物名称)	家庭用	排水区分	(下水道)浄化槽 3汲取 4流入無 5その他	
		着手予定	令和○○年 △月 □日	完了予定	令和●●年 ▲月 ■日	

#### ● 申請地番

申請地番を正しく記入してください。

地番が複数ある場合は、公図で使用地番を確認し、すべて記入してください。

#### ● ブロック・ロット、号数等

申請地が区画整理地内の場合は、仮換地証明等で区画を確認し、記入してください。

区画が複数ある場合は、すべて記入してください。

#### ● 敷地面積

土地の要約書に記載されている地積を記入してください。使用地番が複数ある場合は、すべての地積の合計を記入してください。


#### ● 着手・完了予定日

記入漏れが多発しています。必ず記入してください。

### 3. 申請についての連絡

#### 記入時注意事項（事前調査欄）

既設	給水装置	配水管	有(口径: 100 mm管種: DIP )・無	水道番号		000000
		給水管	有(口径: 13 mm) ・ 無	メーター口径	13 mm	メーター番号
	排水設備	取付管	有(口径: mm) ・ 無	公共ます		有 ・ 無



#### ● 配水管

管網図（本管図）で申請地前面道路の本管口径、管種を確認し、記入してください。

#### ● 水道番号、給水管口径、メーター口径

既設給水装置がある場合、給水装置管理台帳で水道番号、給水管口径、メーター口径を確認し、記入してください。

#### ● メーター番号

申請地にメーターがついている場合、申請地で直接メーター番号を確認し、記入してください。

#### ● 取付管、公共ます

既設取付管、既設公共ますの有無を選択してください。

取付管がある場合は、本管図で取付管口径を確認し、記入してください。

# 3. 申請についての連絡 チェックリストの活用について

一般的な申請に対応するチェックリストを作成しました。

料金課ホームページ『よく使う様式』に掲載します。

令和2年4月からチェックリストで必要書類・記載内容を確認し、申請書に添付して提出してください。

## 申請書類提出時チェック票

修正あり

工事店名		連絡先	
要修正時に連絡する担当者名		(携帯電話)	
区分	<input type="checkbox"/> 給水 <input type="checkbox"/> 排水	設置場所	町

①必要書類の有無をチェックしてください。

基本書類	審査項目
<input type="checkbox"/> 給排水申請書	ホワイト不可・要訂正印・印漏れ(申請者、工事店、表面)
<input type="checkbox"/> 給排水通知書	
<input type="checkbox"/> 宅内図面	給水図面なし・排水図面なし・雨水なし・配管修正
<input type="checkbox"/> 位置図	該当箇所を○
<input type="checkbox"/> 公図	使用地番をすべて○・分筆前であればその旨記載
<input type="checkbox"/> 土地の要約書	
<input type="checkbox"/> 給水装置管理台帳(新設を除く)	
<input type="checkbox"/> 水道本管図	本管中、管種・該当場所に既設水道があるか
<input type="checkbox"/> 【給水】(所有者変更届)	既設水道の所有者が申請者と異なる場合
<input type="checkbox"/> 【給水】(水圧・水量不足誓約書)	水栓数・布設距離が施行基準を超える場合
<input type="checkbox"/> 【排水】(公共ます等設置申請書)	公共ますを新設、交換する場合
<input type="checkbox"/> 【排水】(既設ます写真)	既設公共ますがコンクリの場合
道路占用書類(市道)	
<input type="checkbox"/> 【給水】公道工事着手届	3部
<input type="checkbox"/> 【排水】取付管設置標準図	2部
<input type="checkbox"/> 【排水】下水本管図	2部
<input type="checkbox"/> 公図	2部
<input type="checkbox"/> 位置図	2部
<input type="checkbox"/> 占用図面	2部
<input type="checkbox"/> 保安図	2部
<input type="checkbox"/> 迂回路図	2部 (通行止めの場合のみ)
<input type="checkbox"/> 写真	2部

②申請書の記載内容をチェックしてください。

<input type="checkbox"/>	ホワイト修正をしていない。
<input type="checkbox"/>	申請者記入欄、各承諾書をやむを得ず訂正する場合は訂正印を押印している。(原則訂正不可)
<input type="checkbox"/>	押印忘れがないか。申請者・指定工事店・申請書表面・(訂正印)
<input type="checkbox"/>	【工事場所等】すべての申請地番を公図で確認した。
<input type="checkbox"/>	【工事場所等】すべての申請地番の所有者を土地要約書で確認した。
<input type="checkbox"/>	【工事場所等】敷地面積を土地要約書で確認した。
<input type="checkbox"/>	【工事場所等】完了予定日を記入した。
<input type="checkbox"/>	【既設】水道本管図及び現地調査等で既設情報を確認した。
<input type="checkbox"/>	【既設】給水装置管理台帳で所有者を確認した。
<input type="checkbox"/>	

水道局使用欄

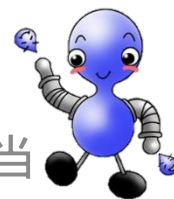
# 給排水指定工事店説明会

1. 指定給水装置工事事業者制度の更新制について
2. 責任技術者の登録先の変更について
3. 申請についての連絡
- 4. 給水装置に係る要綱の改正**
5. その他、連絡事項



令和2年 3月 5日

上下水道局料金課 給排水担当



## 4. 給水装置に係る要綱の改正

# 令和2年4月1日から 給水装置に係る以下の要綱が改正されます。

**内容に変更のある改正**（現在の申請方法、検査方法に合わせる）

- ① 3階直圧給水及び直結増圧給水実施要綱
- ② 給水装置の材料支給にかかる補助制度要綱
- ③ 給水装置工事検査基準

### **語句や文書構成の改正**

- ④ 定流量弁設置に関する取扱基準
- ⑤ 直読メーター設備及び隔側メーター設備の設置等に関する要綱
- ⑥ 遠隔カウンター付水道メーター設置に関する基準
- ⑦ 豊田市上下水道局検針に係わる使用材料の承認に関する要綱

### **3月末頃にホームページに掲載予定です。**

※ 要綱の改正に伴い、『給水装置工事の施行基準』の該当部分も改正されますので、ご注意ください。

# ① 3階直圧給水及び直結増圧給水実施要綱

## 5 分岐口径及び配水管口径

(2)配水管から分岐可能な給水管口径は ~省略~  
ただし、3階直圧給水の場合は40mm以下とする。



3階直圧給水及び直圧増圧給水に給水する給水取出しの口径は、40mm以下とする。

## 8 事前協議及び水圧調査

(3)水圧調査  
事前協議と同時に申請地直近の消火栓で24時間の水圧測定を実施すること。



事前協議を行う前に申請地直近の消火栓で24時間の水圧測定を実施すること。

## ② 給水装置の材料支給にかかる補助制度要綱

### 新規

(申請の要件)

第2条 この要綱により給水装置の材料支給にかかる補助(以下「材料支給」という。)を申請することができるものは、従来式給水装置を、給水装置の改造、口径変更又は修繕工事などの際に、一体式給水装置への取替えを行った指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)とする。

第4条 支払いは ～省略～ 申請書の受付時の年度での額、修繕工事に伴う場合は書類提出時の年度での額によるものとする。



材料は、指定事業者が準備することとし、豊田市事業管理者(以下「管理者」という。)は、指定事業者に対して材料支給を行う年度の材料単価に消費税相当額を加えた額を補助する。

(例:2月に給水申請をし、翌年度5月に工事しゅん工、材料支給をする場合は、5月時点での材料単価に消費税相当額を加えた額を支給額とする。)

## ② 給水装置の材料支給にかかる補助制度要綱

### 新規

(補助金の返還)

第6条 管理者は、指定事業者が偽りその他の不正な行為により材料支給を受けた場合、支給した額の全部又は一部を返還させることができる。



### ③ 給水装置工事検査基準

(検査の内容)

第4条 ～ 省略 ～

4 主な検査項目は、次の各号のとおりとする。

(1) ～ 省略 ～



第4条 書類検査は、主に次の各号のとおりとする。

(1) ～ 省略 ～

2 現地検査は、主に次の各号のとおりとする。

(1) ～ 省略 ～

※ 実際に行っている書類検査と現地検査について定めるものです。  
現在行っている検査方法に変更はありません。

### ③ 給水装置工事検査基準

(検査の時期)

第5条 管理者は、しゅん工検査申請書を受付た翌日に原則として検査を実施することとする。ただし、翌日が休日及び祭日となる場合は、翌々日に繰り下げることができる。



管理者は、規程第15条の各様式を受付けした日の翌々日(豊田市の休日を定める条例(平成元年条例第61号)に規定する市の休日を除く。)に検査を行うこととする。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

※ 市の休日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

### ③ 給水装置工事検査基準

(工事写真)

第6条 給水装置の大部分は工事完了後確認できなくなるため、工事写真は施工状況、内容を基準どおり実施した担保でもあり、後日の確認、証明のためにも正確に撮影しなければならない。

- 2 各写真には、受付番号等を記入した黒板、撮影目標の大きさ及び寸法が判読できるよう箱尺及びスケールを添えて撮影すること。
- 3 写真の寸法は、サービスサイズでカラーとする。
- 4 写真は所定の台紙に整理し、しゅん工検査と同時に提出すること。
- 5 撮影個所は、工事完成後確認できなくなる隠蔽配管部を主に撮影すること。



(工事写真)

第5条 主任技術者は、施工状況や使用材料が分かるように給水装置工事ごとの写真台帳を作成しなければならない。

- 2 写真は、受付番号等を記入した黒板及び撮影目標の寸法が判読できるスケール等を添えて撮影すること。
- 3 写真は、カラー撮影とする。

## 4. 給水装置に係る要綱の改正

### ● 指定給水装置工事事業者の事務取扱要綱の運用について

排水設備工事について書類提出の遅れや工事手直し指示があった場合は、文書注意、6か月以内の指定停止等の措置をとっていますが、給水装置工事についても同様の規則を定めます。

**施行日は、令和3年4月1日を予定しています。**

内容につきましては、令和2年10月頃にホームページに掲載予定です。

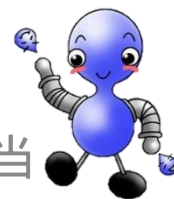
# 給排水指定工事店説明会

1. 指定給水装置工事事業者制度の更新制について
2. 責任技術者の登録先の変更について
3. 申請についての連絡
4. 給水装置に係る要綱の改正
- 5. その他、連絡事項**



令和2年 3月 5日

上下水道局料金課 給排水担当



## 5. その他、連絡事項

### ●給水取出口径について

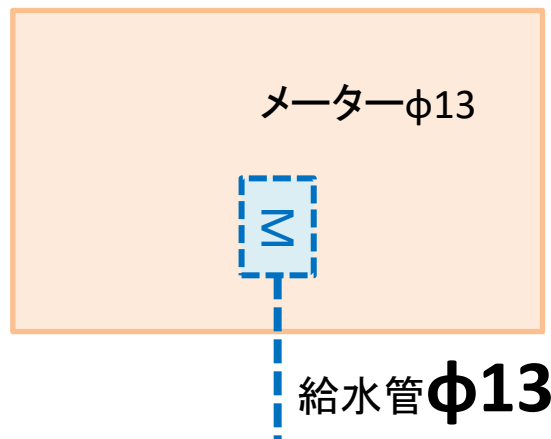
既設給水取出口径が設置するメーター口径を下回る場合は、道路部分での取出管の布設替えが必要でしたが、令和2年4月1日以降は、以下の条件を全て満たしている場合にのみ道路部分での布設替えを不要とします。

#### 条件

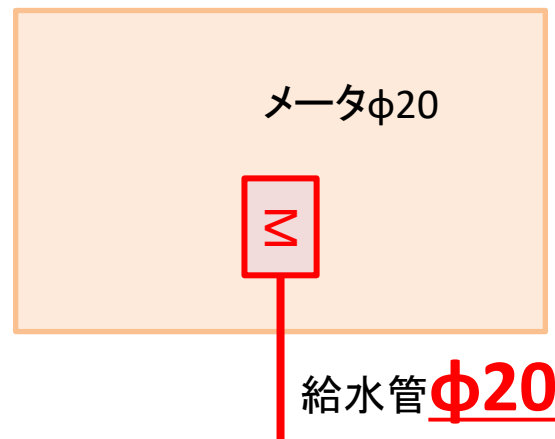
- ・ 第三者に影響がないと上下水道局が判断した場合
- ・ 戸建住宅、2世帯住宅 等  
（アパート、複合施設、売買・賃貸目的の住宅等は対象外）
- ・ 追加、増径後の各メーター口径がφ20またはφ25
- ・ 基準から外れる給水取出管の口径は、基準より1口径下までに限る
- ・ 申請者、既設装置の所有者（装置が複数ある場合は、全員）から水圧・水量不足の承諾を得られる

# 例1 メーター口径を増径する場合

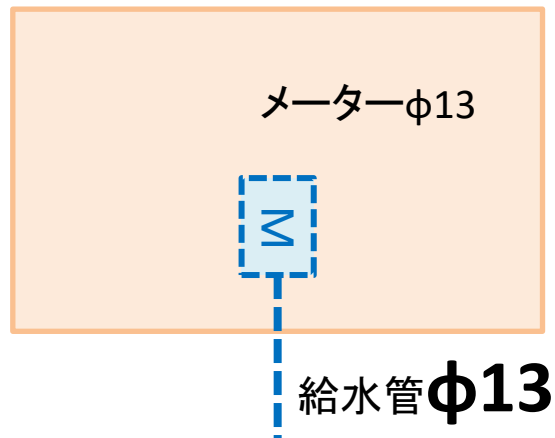
## 現行制度



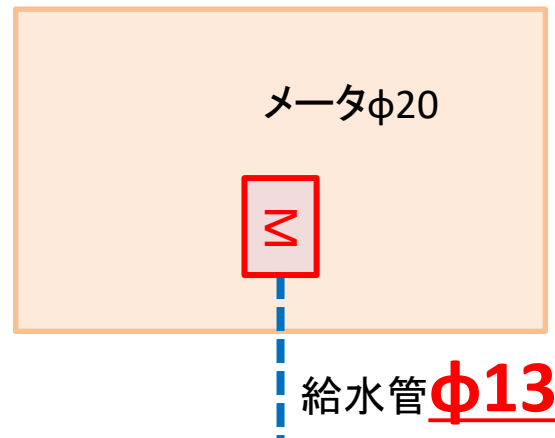
※道路部分で取出し直しが必要



## 改正後

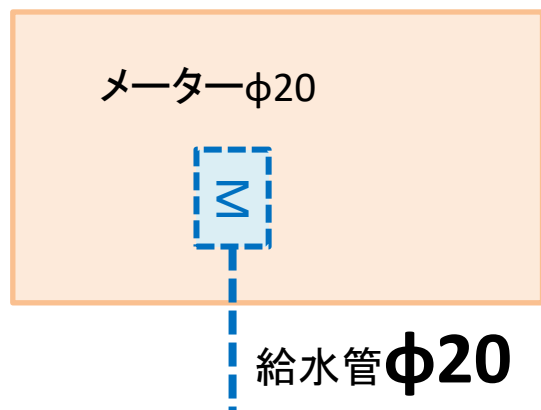


※申請者の水圧・水量不足等承諾書が必要  
※申請者が既設管の使用を承諾しているか確認をします。

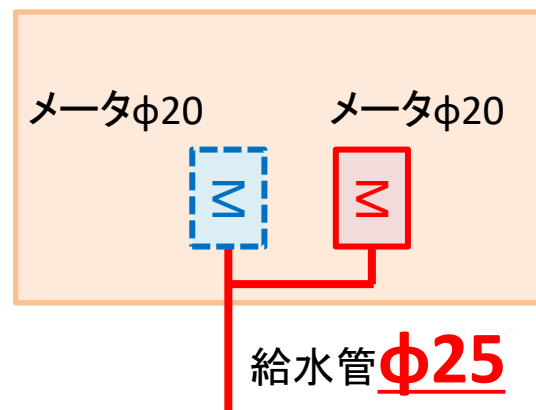


# 例2 メーターを追加する場合

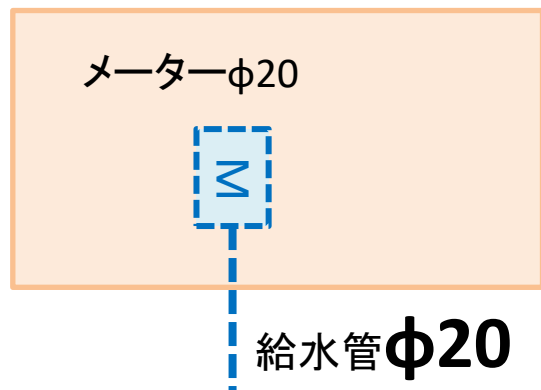
## 現行制度



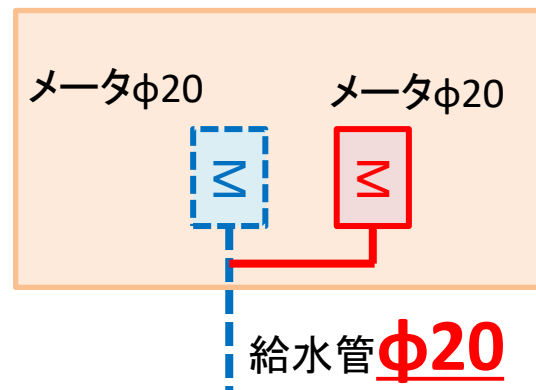
※道路部分で取出し直しが必要



## 改正後



※既設装置所有者と新設申請者の水圧・水量不足等承諾書が必要  
※既設装置所有者と新設申請者が既設管の使用を承諾しているか確認をします。





## 5. その他、連絡事項

### ●窓口対応時間の変更について

令和2年4月1日から窓口対応時間を以下のとおりに変更します。

#### 対応時間

水曜日：原則として対応しません(平成30年9月から実施済)

水曜日以外：午前8時30分 ～ 正午

午後1時 ～ 午後3時

窓口の閉鎖は行いませんが、対応時間内に相談等していただくよう、御協力をお願いします。

※ 午後3時以降の相談は、事前に予約をするようにしてください。

## 5. その他、連絡事項

### ●ファイリングシステムの更新について

令和2年4月1日からIDとパスワードが変更されます

令和2年3月31日をもって現在のIDとパスワードは利用できなくなります。

新しいIDとパスワードの取得するには、ファイリングシステムの利用誓約書を提出していただく必要があります。

※給水、排水それぞれ別で提出していただく必要があります。

様式は、豊田市ホームページ 料金課担当ページ上に掲載しています。



#### 利用上の注意

給水装置管理台帳及び排水設備台帳の宅内管設備図は、個人情報です。適切な管理を徹底してください。利用誓約書によるIDとパスワードは、あくまで閲覧のみの利用としています。所有者の承諾、料金課での確認なしの持ち出しや、スマホ等で画面を撮影する行為は、禁止しています。持ち出す場合は、利用申請書(所有者の承諾)を利用の都度、提出してください。

工事店IDは、いつ、何を利用しているか記録しています。問題が発生した際、責任の所在に関わります。利用後は、必ずログアウトしてください。

## 5. その他、連絡事項

### ●3月分の請求書の締切期日について

料金課への3月分の請求書(※1)の提出期限は、  
令和2年 4月6日(月)です。期限厳守をお願いします。

※1 給水 … 材料支給確認書

排水 … 取付管設置工事、公共ます設置工事 等

ご不明な点がございましたら、料金課 窓口まで  
お尋ねください。

